

令和元年10月1日から

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分・1号)を利用する
満3歳から5歳までの子どもの保育料※が無償となります。

※引き続き、保護者が負担する費用もあります。



【対象者・利用料】

○ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する満3歳から5歳までの全ての子ども

- 新制度に移行していない幼稚園に通う場合は、月額上限25,700円まで無償です。

上限額を超える部分は、保護者負担です。

- 無償化の期間は、満3歳になった日から、小学校入学前の3月分までです。

- **給食費、通園送迎費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。**

ただし市民税所得割額77,100円以下の世帯のすべての子どもと、その他の世帯の第3子以降※の子どもは、副食(おかず・おやつ等)の費用が、減免されます。

※第3子のカウントは、小学3年生以下の範囲です。現行制度と同様、小学4年生以上の兄・姉はカウントしません。

預かり保育を利用する子ども

○ 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の、教育時間外の「預かり保育」を利用する、**「保育の必要性の認定」を受けた子ども**は、預かり保育の利用料が、一部補助される場合があります。

- **3歳から5歳**(その年の4月1日現在の年齢)は、課税額に関わらず補助の対象です。

- **満3歳児**(その年の4月1日時点では2歳で、年度中に3歳になった子ども)は、**市民税が所得割・均等割ともに非課税の世帯のみ**補助の対象です。

その他の世帯は、全額保護者負担です。

- **上限額は日額450円**(月額11,300円までの範囲)で**上限を超える部分は保護者負担です。**

※例えば1ヶ月に15日利用の場合、450円×15日=6,750円がその月の上限額になります。

★就学前の障害児の発達支援を利用する場合は、3歳から5歳までの利用料が無償となります。
(幼稚園等も利用の場合は、どちらも無償)

★松山市内の幼稚園・認定こども園を利用している方について、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を合わせてご利用した場合、国の規定により、それらの事業等は補助の対象にはなりません。

問い合わせ先

松山市保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL:089-948-6951 MAIL:hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp

保育料の無償化に伴う給食費について



- 令和元年10月1日から、満3歳～5歳のお子様の保育料が無償となるため、**保育料**はお支払いいただく必要がなくなります。

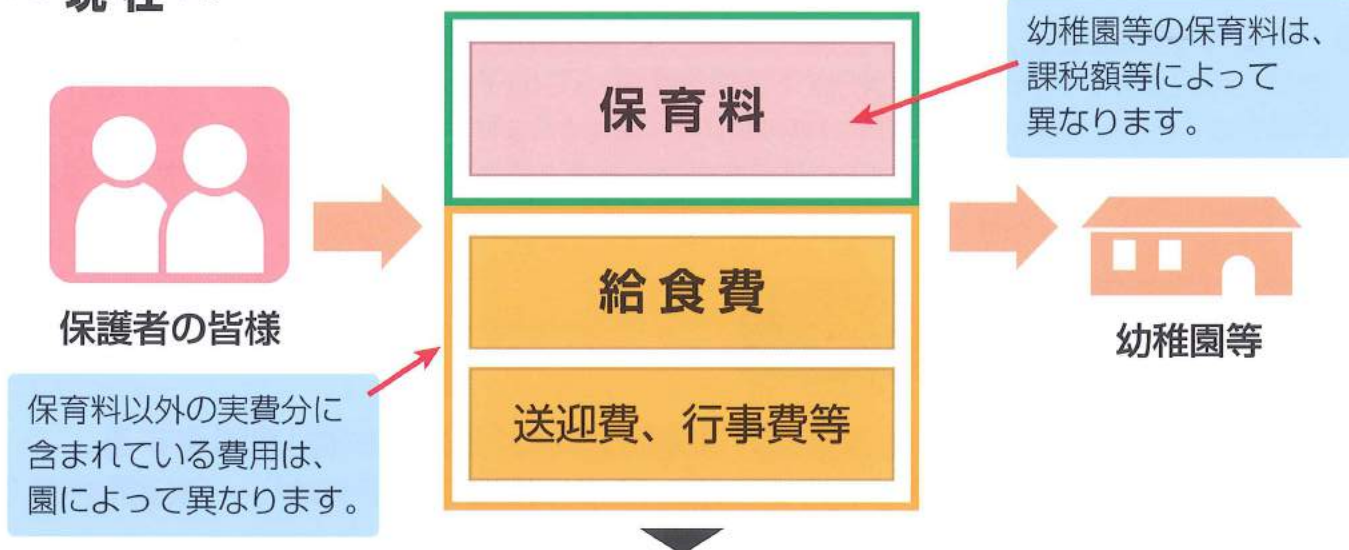


しかし、

- 給食の材料にかかる費用（給食費）**については、国の取り決めにより、**各自が負担**することが原則です。

給食費は引き続き**保護者負担**です。（ご利用の幼稚園等へ直接支払います。）

～ 現在 ～



～ 無償化後（令和元年10月1日以降）～



問い合わせ先：松山市 保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL：089-948-6882/089-948-6951 MAIL：hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp

令和元年10月1日から

保育所・認定こども園(保育所部分)を利用する、
3歳から5歳まで(その年の4月1日現在)の子どもの
保育料が**無償**となります。



【対象者・利用料】

- 保育所・認定こども園(保育所部分)を利用する、
3歳から5歳(その年の4月1日現在の年齢)の、全ての子どもの保育料が無償となります。
 - 無償化の期間は、小学校就学前の3年間です。
 - 通園送迎費や行事費などは、これまでどおり保護者の負担です。
延長保育料も保護者負担(無償化の対象外)です。
 - また、これまで「利用者負担額」に含まれていた給食の「副食(おかず・おやつ等)材料費」は、引き続き保護者負担となるため、別途納めていただく必要があります。
ただし市民税所得割額57,700円(ひとり親世帯等の場合は77,101円)未満の世帯の全ての子どもと、その他の世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず・おやつ等)材料費が免除されます。
※第3子のカウントは、小学校就学前までの範囲です。現行制度と同様、小学1年生以上の兄・姉はカウントしません。
 - 0歳から2歳までの子ども(その年の4月1日時点では2歳で、年度途中で3歳になった子どもを含む)は、無償化の対象ではありません。
ただし、**市民税が所得割・均等割ともに非課税の世帯**は対象となります。
※小規模保育事業、事業所内保育事業を利用する、上記の子どもも同様です。
 - なお、課税世帯でも、保育所等を利用する子どもが2人以上の世帯に対する減免制度は、引き続き実施します。具体的には、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
- (注)市民税額所得割額57,700円(ひとり親世帯等の場合は77,101円)未満世帯については、第1子の年齢は問いません。

★就学前の障害児の発達支援を利用する場合は、3歳から5歳までの利用料が無償となります。
(保育所等も利用の場合は、どちらも無償)

★保育所等を利用している場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、無償化の対象にはなりません。

問い合わせ先

松山市保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL:089-948-6412/089-948-6882 MAIL:hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp

保育所・認定こども園（保育所部分）の3～5歳児の保護者の皆様へ

保育料の無償化に伴う給食費について

- 令和元年10月1日から、3～5歳のお子様の保育料が無償となるため、**保育料**はお支払いいただく必要がなくなります。



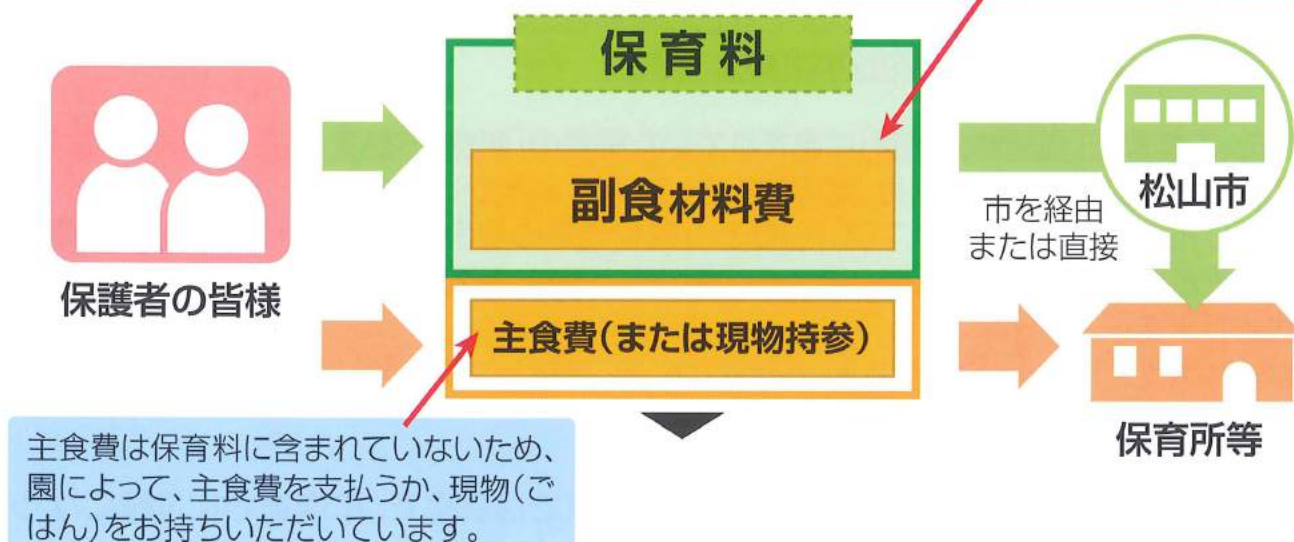
しかし、

- 給食の材料にかかる費用（給食費）**については、国の取り決めにより、各自が負担することが原則です。

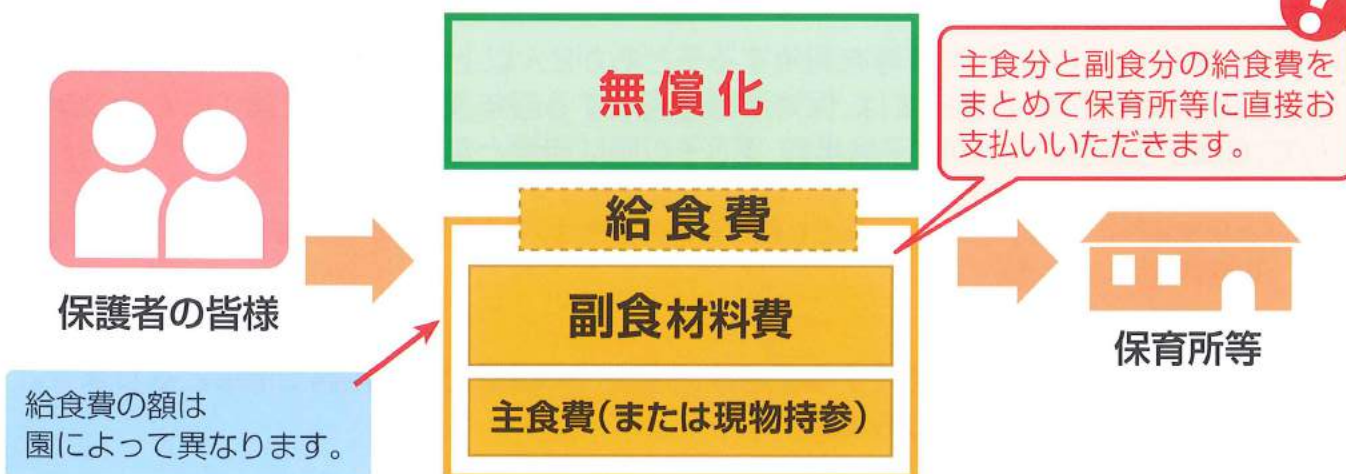
現在、副食（おかず・おやつ等）材料費は、毎月の保育料の一部としてお支払いいただいています。主食費と合わせ、**給食費**は引き続き**保護者負担**です。（ご利用の保育所等へ直接支払います。）※主食費を持参している場合は、副食材料費のみ支払う。

～ 現在 ～

現在、副食（おかず・おやつ等）材料費は、毎月の保育料の一部として、お支払いいただいています。



～ 無償化後（令和元年10月1日以降）～



問い合わせ先：松山市 保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL：089-948-6882/089-948-6951 MAIL：hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp

令和元年10月1日から

「保育の必要性の認定」を受けた3歳から5歳までの子ども
(その年の4月1日現在の年齢)の保育料が**無償**となります。

※ 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもも対象になります。

地域保育所(認可外保育施設)※1・その他の事業※2 を利用する子ども

※1 認証保育所、事業所内保育施設(企業主導型保育事業を除く)、ベビーシッターが含まれます。

※2 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、ご利用の施設等を通じて、松山市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。
 - 保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育事業を利用していない子どもが対象です。
 - 主に利用している施設を通じて、松山市に、認定のための申請書・保育が必要なことを証明する書類(勤務証明書等。なお、すでに教育・保育給付第2・3号認定を取得している場合は、支給認定証の写しで可)をご提出ください。
 - 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所等の利用と同等の要件)があります。
- **3歳から5歳までの子どもは月額37,000円まで、0歳から2歳までの市民税が所得割、均等割ともに非課税の世帯の子どもは月額42,000円までの保育料が無償となります。**
 - 複数の施設を併用した場合も、上限額の範囲内で無償化の対象となりますので、請求書に、各施設で発行される領収書等を添付し、主に利用している施設を通じて松山市にご提出ください。
 - 保育料に、入園料・給食費・送迎費・実費徴収費などが含まれている場合は、その費用を除いた額が無償化の対象となります。

★就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの保育料が無償となります。
(認可外保育施設や、その他、上記の事業を合わせてご利用の場合は、どちらも無償)

問い合わせ先 : 松山市保健福祉部 保育・幼稚園課

TEL:089-948-6224 /089-948-6951

MAIL: hoiku-musyouka@city.matsuyama.ehime.jp

